

令和5年宇治田原町総務建設常任委員会

令和5年3月13日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第11号 宇治田原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて
- 議案第13号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第14号 宇治田原町個人情報保護法施行条例を制定するについて
- 議案第15号 宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例及び宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 各課所管事項報告について
- 総務課所管
- ・窓口アンケート調査の結果について
- 日程第3 付託議案審査
- 議案第18号 町道路線の認定及び廃止について
- 議案第19号 都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の一部変更について
- 議案第20号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第4 各課所管事項報告について
- まちづくり推進課所管
- ・第6回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について
  - ・第3回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果について
  - ・新名神高速道路建設事業等の進捗について
- 産業観光課所管
- ・ため池ハザードマップについて
- 上下水道課所管

・京都府水環境構想2022における本町下水道の流域下水道への編入  
について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	10番	原田周一	委員
副委員長	6番	宇佐美まり	委員
	1番	山内実貴子	委員
	7番	藤本英樹	委員
	8番	今西利行	委員
	12番	浅田晃弘	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	廣島尚夫君
総務課課長補佐	西尾岳士君
企画財政課長	村山和弘君
企画財政課課長補佐	中地智之君
税住民課長	廣島照美君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	市川博己君
まちづくり推進課 課長補佐	岡崎一男君
産業観光課長	田村徹君

産業観光課課長補佐	植村和仁君
上下水道課長	下岡浩喜君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
上下水道課課長補佐	森本崇嗣君
上下水道課課長補佐	石田隆義君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	矢野里志君
庶務係 長	重富康宏君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の委員会は、3月3日の開会日に上程され、付託されました8議案、各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますのでご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等ありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、3月議会定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

当委員会、また原田委員長、また宇佐美副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

非常に早いものでだんだん日ごとに暖かくなってまいったところでございますけれども、昨日、气象台のほうから春一番が吹いたと、このような発表があったところで、近畿地方に春一番が吹いたというのは2年ぶりだそうでございます。そういう中で、昨日あたりなんかはもう非常に暖かい日でございますけれども、また今日は若干冷え込むような話も聞いておりますし、また北海道のほうでは雪も降るんだろうというようなことも言われておりますけれども、まさに三寒四温というようなところでございますけれども、こういう時期に特にまた花粉が非常に飛来のおそれもあるということで、委員各位におかれては、まずは健康にご留意いただいて、引き続きご活躍をいただきたいというように思っているところでございます。

また、コロナの感染につきましても、昨日で京都府で130名の方が感染されたというような発表がございましたけれども、今日の3月13日からは、マスクの着用につい

てはそれぞれ本人の意思に委ねると、こういうような発表があったところで、今日から特に大きく様変わりがするだろうというふうに思っておりますけれども、やはり医療機関へ行くときだとか、あるいはまたそうした高齢者の方、あるいはまた人の多いところではやはりマスクの着用は推奨していきたいというようなこともございますので、それぞれの方がそれぞれごとに責任を持ってこういった対応をしていくことが非常に大事ななというように思っております。

5月8日になりますと、今のコロナがインフルエンザと同じような5類に変わるというようなことも言われておりますけれども、どのように変わっていくかにしても各々のやはり健康管理は重要ななというように思っているところでございます。

そういった中で、今節になって委員長のほうからございましたけれども、WBC、世界の野球が4日前から始まりまして、日本が1次リーグで4勝0敗ということで、次の準々決勝に進まれるということで、日本中が本当に元気をいただく、特に3月11日には東日本の大震災から丸12年がたったというような、非常にまだ行方不明の方もおられるというようなことでございますけれども、そういった日本中が元気をいただくということで、今後1戦1戦が、もう次から1回負けたら終わりということでございますので、ぜひとも日本が世界の頂点に立っていただきたいというように願っているところでございます。

また、今日3月13日からは、議会のほうにはもう既に報告させていただいておりますけれども、今日の朝6時半からコンビニで住民票の写しと印鑑登録証明書を頂けるようになりました。もちろんマイナンバーカードをお持ちの方に限りですが、これがそうした住民の皆さんへの非常に利便性を高めていく上でも非常に重要な事業でもございます。これが今日の6時半から夜は11時ということで、これが年中この状態で土曜日、日曜日、祝日を問わずですね、今まででしたらもう、あっ、しまった、役場へ行く時間が閉まってしまったという場合でも、夜の11時まで交付することができるということで。ただし、12月29日から1月3日までは、そうしたシステムの点検上ですね、この間だけはお休みをさせていただいて、それ以外は土曜日であろうが、日曜日であろうが、祝日であろうが、全て住民票の写しと、それと印鑑登録が取れるということになりましたので、また引き続き皆さんにはいろいろとご指導賜りたいというように思っております。よろしく願いをしていきたいというように思います。

そういった中で、今日の総務建設常任委員会の中では、先ほど委員長のほうからございましたように、付託議案の審査が8議案ございます。また、併せまして各課のほうか

ら所管事項の報告も多数ございますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいというように思います。また、そういった付託議案につきましては、それぞれ慎重な審査をいただきまして、どうぞご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、先ほど申し上げましたけれども、こういう時期で非常に体調を崩しやすい時期でございますけれども、それぞれまずは健康管理に十分ご留意いただき、引き続きご活躍されますよう心からご祈念申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は5名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第11号、宇治田原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて及び議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは皆様方、改めまして、おはようございます。

ただいま委員長のほうからありました議案第11号、町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてと議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで2議案をまとめて、概要版を基に説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず、1、趣旨についてでございますけれども、2議案とも定年引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえての改正であり、議案第11号につきましては、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職の勤務の上限年齢及び定年前の再任用、短時間勤務制度を導入するというものでございます。

また、議案第12号につきましては、この議案第11号の改正に伴いまして、職員の勤務時間とか休暇等に関する条例、また給与に関する条例などの一部改正させていただくところと、あと、職員の再任用に関する条例を廃止いたしたく上程をさせていただく

ものでございます。

続きまして、2番目の概要でございます。

2、改正の概要につきましては、今、主なものを挙げさせてもらっておりますけれども、(1)定年年齢の引上げということで、現行60歳としている定年を、令和5年4月1日から、この真ん中の表にありますとおり、2年に1歳ずつということで段階的に引き上げる、令和13年度以降の定年年齢を65歳とするものでございます。

(2)管理監督職勤務上限年齢の導入ということで、いわゆる役職定年と言われるものでございます。

まず、アでございます。60歳に達した管理監督職、管理職手当を支給されている職員ですね、を役職定年の対象とさせていただいて、60歳に達した日以降の最初の4月1日ということで、そのときに管理職を降りてもらい、降任というところでございます。

また、イですけれども、職務上、特別の事情があるとか、例えばその職務の特殊性とか、特別なプロジェクトであったり特殊な技能が必要などのものの理由ということで、そういったことがあれば、その者の例えば欠員の補充とかができなかつたりというようなところでありましたら、1年単位で降任を延長させていただきまして、最長3年間引き続き管理監督職のまま勤務をすることができるということで、特例任用というものを定めさせていただきたいと思っております。

続いて、(3)定年延長前の再任用ということで、短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入ということでございます。

これにつきましては、ア、定年引上げによりまして65歳までフルタイムで勤務することが原則となるというようなところで、60歳以降の職員の働き方のニーズに対応するため、本人の意向を踏まえまして定年前の短時間勤務の職で再任用できるものとするものでございます。

イですね、また定年が段階的に引き上げられる期間中の経過措置ということで、定年退職後から65歳までにおきまして再任用ができるようということで、現行の再任用の制度と同様の仕組みを、いわゆる暫定再任用制度として措置をさせていただきたいというものでございます。

なお、現行の再任用制度は、令和5年4月1日をもって廃止をさせていただきたいと思っております。

続きまして、(4)給与に関する措置ということで、給与水準を定めるものでございまして、地方公務員の給与と賞与とあと退職手当ですね、それらにつきましては国家公務

員の定年引上げにおける取扱いを踏まえるということで、ア、60歳到達翌年度の給料月額を60歳に到達した年度の降任直前の給料月額の7割とすること。

イ、また定年前再任用短時間勤務職員の給与は現行の再任用短時間勤務職員の給与と同じにするということでございます。

そして、次、この概要版裏面ですけれども、ウ、退職手当の算定につきましては、60歳到達年度以降に退職した場合、現行の60歳定年退職時の退職手当の額に比べて不利益にならないようにということで、7割措置後の給料月額ではなく、60歳到達年度の給料月額で算定するといったものでございます。

続きまして、(5)です。情報提供・意思確認制度の実施ということで、職員が59歳になる年度に、60歳以降の任用とか、給与等について情報をきちっと提供するというので、そしてまた職員の勤務の意思を明確にするということで、それらをうたわせていただきたいと思いますと思っております。

続きまして3、各条例の改正内容ということで、大きくは2つありまして、まず(1)宇治田原町職員の定年等に関する条例につきましては、さきにも述べさせていただきましたけれども、定年年齢を65歳とするほか、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務及び情報提供・意思確認制度ということで、それらの規定を追加させていただきたいと思っております。

(2)地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで、定年年齢の引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえまして、①から⑨ですね、9つ挙げさせていただいております。これらの条文のずれとか規定の追加、そして文言の整理、また現行の再任用制度の廃止を一括してまとめさせていただいております。これらを一括して改正させていただきたいと考えております。

なお、一番下、退職手当につきましては、京都府市町村職員退職手当組合の条例のほうで改正をされる予定でございます。

施行につきましては、令和5年4月1日というところで定めさせていただいております。

概要は以上でございます。簡単ではございますけれども、以上でお願いいたします。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。説明が終わりました。

これより各議案に対する質疑を行います。質疑のある方は議案第11号、議案第12号の2議案出ていますので、議案番号を明確に指定して、簡潔にお願いいたします。質疑のある方は挙手願います。藤本委員。



○委員（藤本英樹） 議案第11号、議案第12号の資料のほうの質問になると思うんですけども、2、（2）のイですね、職務の遂行上の特別の事情がある場合や、職務の特殊性によりその役職の欠員の補充が困難である場合は、引き続き管理監督職を占めたまま勤務をすることができるというふうになっているんですけども、それから2、（4）で給与に関する措置は、その場合は適用されるんですか。

○委員長（原田周一） 答弁どなたか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時18分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。西尾補佐。

○総務課課長補佐（西尾岳士） 特例任用に関しましては適用になった場合は、この措置を受けることはありません。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 分かりました。そうしましたら、当然に管理職手当の支給のほうもされるということでよろしいですか。

○委員長（原田周一） 西尾補佐

○総務課課長補佐（西尾岳士） そうです、はい。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（藤本英樹） 分かりました。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、各議案に対する質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

まず、議案第11号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

議案第11号、宇治田原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定す

るについての採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長(原田周一) 挙手全員。よって議案第11号、宇治田原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(原田周一) 討論なしと認めます。

議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについての採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長(原田周一) 挙手全員。よって議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山課長。

- 総務課長(青山公紀) それでは、続きまして議案第13号ということで宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、これにつきましても概要版をもってご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1、趣旨につきましては、令和4年度の人事院勧告に基づきまして実施した一般職の職員の給与改定に準じまして、令和5年4月1日より会計年度任用職員の給料表を引き上げるといってございまして。

2、改正内容といたしましては、会計年度任用職員の給料表を引き上げ、一般職の給料表の1級及び2級と同額とさせていただくものでございまして。例として、今2の中段辺りですね、職種別基準給料とか、あと参考として事務職員の任用1年目、週35時間の勤務の場合の影響額をつけさせていただいておりまして、改正前と改正後の給料月額と期末手当を比較をさせていただいておるものでございまして。

施行につきましては、令和5年4月1日というところで考えております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○委員長（原田周一） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特に質疑がないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第13号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第13号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、宇治田原町個人情報保護法施行条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） 議案第14号、宇治田原町個人情報保護法施行条例を制定するにつきまして、ご説明のほうを申し上げます。

議案第14号の資料をご覧いただきたいと存じます。

こちらのほう1月の閉会中の委員会におきまして、概要につきましてご説明をさせていただいておりますので、簡潔にご説明のほうを申し上げたいというふうに存じます。

まず、制定の趣旨でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、条例を制定するものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、従来、地方公共団体ごとに条例で規定しておりました個人情報の取扱いにつきまして法に基づく統一ルールによることとなりますので、

法が条例に規定することを許容する事項といたしまして、本町では法律に従う形を原則としつつ、以下に示しております（１）個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、（２）の開示請求に対する決定等、（３）の手数料等、（４）の審査会への諮問につきまして規定するものでございます。

施行日につきましては、令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第１４号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第１４号、宇治田原町個人情報保護法施行条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１５号、宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例及び宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） それでは、議案第１５号、宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例及び宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほうを申し上げます。

議案第１５号の資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、先ほどの議案第１４号と同様に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に関する

法律の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

法律の施行期日を定める政令が公布され、令和5年4月1日と定められたことから、今般提出をさせていただいているところでございます。

主な改正内容でございますが、まず、（１）宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、第2条には、定義といたしまして、①情報公開条例、②個人情報保護法、③個人情報保護法施行条例、④議会個人情報保護条例、⑤実施機関、⑥公文書、⑦保有個人情報を規定するものでございます。

また、第3条では所掌事項、第4条では審査会の権限、第7条では答申書の送付等につきまして、それぞれ改正するものでございます。

次に、（２）の宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正につきましては、宇治田原町個人情報保護条例を個人情報の保護に関する法律に改めるものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第15号の討論を行います。

直ちに、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第15号、宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例及び宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

続きまして、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の窓口アンケート調査の結果について説明を求めます。西尾総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（西尾岳士） それでは、総務課所管の窓口アンケート調査の結果についてをご説明させていただきます。

お手元の資料、1ページをご覧ください。

1、調査目的といたしまして、令和2年7月に、新庁舎の供用を開始してから2年が経過する中で、本町の第6次行政改革大綱・実施計画の改革事項として掲げている「窓口サービスの充実による住民満足度の向上」を実現するため、窓口サービスの現状の満足度を調査し、今後の窓口サービスの向上を図ることを目的に実施いたしましたところでございます。

2、調査対象者といたしましては、役場庁舎、地域子育て支援センター（保健センター）、総合文化センター、住民体育館の窓口を調査期間中に利用された住民の方等を対象に実施いたしました。

3、調査方法といたしまして、窓口に来庁された方にアンケート調査への依頼を行った上で、協力の承諾を得た方にアンケート調査を実施いたしました。

4、調査実施日につきましては、令和5年1月16日の月曜日から2月13日の月曜日までの来庁者が多く見込まれる毎週月曜日の午前9時から正午まで、計5回実施いたしました。

5、調査数につきましては、全施設合わせて179の方がご回答いただきました。

2ページをご覧ください。

1、どちらの窓口に来られましたかの質問につきましては、上から3段目の税住民課が85人、41.1%と最も多く、次に福祉課、健康対策課と続き、これらで60%を超える割合となっております。

2、窓口サービスの満足度について、（1）職員の対応（挨拶、言葉遣い、態度など）の質問につきましては、満足が最も多く、大変満足と満足を合わせて人数は147名、割合が82.1%となっております。

3ページをご覧ください。

（2）職員の身だしなみの質問につきましては、満足が最も多く、大変満足と満足を合わせて人数が134人、割合が74.8%となっております。

（3）役場庁舎等の案内表示（分かりやすさ）の質問につきましては、今回初めて新

庁舎の案内表示が分かりやすいかどうかを質問させていただいたものであり、満足が最も多く、大変満足と満足を合わせて人数が128人で、割合が71.5%となっております。

4ページをご覧ください。

(4) 職員の案内、説明(分かりやすさ)の質問につきましては、満足が最も多く、大変満足と満足を合わせて人数が140人、割合が78.2%となっております。

(5) 要件が終わるまでの時間の質問につきましても満足が多く、大変満足と満足と合わせて人数が133人で、割合が74.3%となっております。

上記(1)から(5)の内容を踏まえ、総合的に窓口サービスの満足度につきましてはの質問につきましては、満足が最も多く、大変満足と満足を合わせて144人、割合で80.4%となっております。

続きまして、3、性別、年齢、居住地につきましては、5ページから6ページのとおりとなっております。

最後に4、ご意見等を記載していただく欄につきましては、調査票に記載された原文のまま記載しております。

役場庁舎につきましては、いつも丁寧に接していただき感謝しております。ありがとうございますといったご意見や、ガイド役のボランティアを設置してはどうかという提案、またバスの関係のご意見をいただいております。

地域子育て支援センター(保健センター)につきましては、大人と話せる機会がとてもよい気分転換になるといったご意見、総合文化センターにつきましては、図書館等のご意見、住民体育館につきましては、料金の関係のご意見をいただいているところでございます。

なお、不満について、(1)の職員の対応から(5)の用件が終わるまでの時間まで1件の回答をいただいたところですが、理由等については記載がなかったため、不満の理由については不明な状況にあります。

今後も時期を見て、定期的に窓口アンケートを実施し、窓口サービス満足度の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上が窓口アンケート調査の結果についての説明となります。

○委員長(原田周一) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員(今西利行) 今の説明で大体分かった、ほとんどの方が満足だというふうなこと

ですね。

不満に対する意見についても、今一部説明があったかと思うんですけども、大事な  
のは不満、どういう点で不満なのかということ把握することが今後の生かしていく上  
で大事なことだと思うんですけども、そのあたりはもうちょっと突っ込んでございま  
せんか、まとめが。

○委員長（原田周一） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 確かにご指摘のとおり不満という回答が1件あったわけ  
でございますが、先ほど課長補佐が申しあげましたように、その理由について記載されて  
おりませんでしたので、私どもといたしましても、例えば対応なのか、身だしなみなの  
か、何か案件が何でちょっとご不満があったのか、こういうアンケート形式でございま  
したので、その理由については不明であると。

ただ、こういう不満と申される方が1人でも少なくなるように、引き続き私ども注意  
して窓口対応していきたいと思えますし、またそういうご意見をこれからも継続してい  
ただけるように、時期を見て、折を見て、またこういうアンケートをやっていきたいと  
いうように考えております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） じゃ、それに関連してなんです、前にも報告あったと思うんです  
が、外国の方がかなり多くおられると、ベトナムの方ですか、中国の方、そういう点で  
の窓口の対応、あるいはまた障がいのある方に対する対応なんですけれども、そのあた  
りでの窓口対応についての不備な点等々についてどういうふうにしているの  
か、分かる範囲で結構ですので教えてください。

○委員長（原田周一） 現状でいいんですね、現状の対応ですね。

○委員（今西利行） そう、現状の対応と今後、それに対して例えば外国の方がおられた  
ときにどういうふうな対応をしていくかということも考えておられるのであれば、その  
あたりもお聞きしたいです。

○委員長（原田周一） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 今回の結果として、外国人の方とか障がいのお持ちの方ど  
うこうというその辺の分類はしておらない回答ではあるんですけども、今ご指摘の件につ  
きましては、例えば外国籍の方につきましては、いろいろ分かりやすい、例えばごみの出  
し方とか、そういうものをご提示してもおりますし、例えばコミュニケーションツール  
というんですか、最近タブレットを使いまして、そういう通訳機能を使いながらコミュ



ニケーションを図らせていただいている部分もございますし、また障がいをお持ちの方については筆談ボードであったり、いろんな機器等も使用いたしまして、またそういう方々に配慮した窓口対応をしておるつもりでございますが、引き続きそういう方々に配慮した対応に心がけていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） そうしたら、今後ともそういう観点でいろいろよろしく願いしたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかにご質問ございませんでしょうか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 今、アンケートの件で外国の方というお話があったんですけども、実際にそのアンケートをする上で答えにくいとか、ちゃんとアンケートに答えてもらえなかったということはあったのでしょうか。

○委員長（原田周一） どなたか。西尾補佐。

○総務課課長補佐（西尾岳士） アンケートの対応した職員のヒアリングなんですけれども、聞く中ではなかったということで聞いております。

○委員長（原田周一） 山内委員、よろしいですか。

○委員（山内実貴子） はい。

○委員長（原田周一） ほかに質問ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて総務課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告について終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、当局から何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時39分

再開 午前10時43分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について進めます。

日程第3、付託議案審査について。

議案第18号、町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、議案第18号、町道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

議案書のほうと添付しております位置図等も併せてご覧ください。

本議案につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項に基づきまして、都市計画道路宇治田原山手線の整備に伴います町道1の15号線の廃止及び認定並びに町道1の63号線を新たに認定するものでございます。

まず、町道1の15号線につきましては、都市計画道路宇治田原山手線の事業により、町道の付け替えを行ったため、起終点の変更に伴い、路線の廃止及び再度認定を行うものであり、大字南小字東所60番地先から大字南小字高座39番地先までの延長410.27メートル、幅員2.0から6.5メートルでございます。

町道1の63号線につきましては、都市計画道路宇治田原山手線と町道1の8号線、上ノ山住宅等続く町道でございますが、こちらを連絡する道路として宇治田原山手線の供用に伴い、京都府より帰属を受けることとなりますことから、今般、新たな路線として認定を行うものであり、大字南小字泉水7番3地先から大字南小字上ノ山4番3地先までの延長90.6メートル、幅員6.5から21.0メートルでございます。

以上、よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(原田周一) 挙手全員。よって議案第18号、町道路線の認定及び廃止については、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事(垣内清文) それでは、議案第19号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の一部変更についてをご説明申し上げます。

本協定につきましては、令和2年9月17日に議決いただきました京都府山城北土木事務所との締結した都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の金額に変更が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を変更するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別添のA3の図面のほうをご覧くださいませでしょうか。

主な変更内容としましては、この赤で示しております図のようにあります宇治田原山手線と南北線との交差点部におきまして、暫定供用となりますので交通安全施設とそれに要する費用の624万8,708円を増額し、既協定額1億6,810万円を1億7,434万8,708円に変更するものでございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長(原田周一) ただいま説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員(藤本英樹) 1点だけ、当初、完成予定が令和5年3月をめどにという話だったと思うんですけども、実際に完成の予定日、今の段階で分かる範囲でもし教えてもらえましたらありがたいと思っております。

○委員長(原田周一) 垣内理事。

○建設事業担当理事(垣内清文) ちょっとはっきりした日にちを申し上げられませんが、今、京都府のほうからも完成予定は春頃というふうに聞いております。既にもう春ではあるんですけども、年度が変わったぐらいにはなると思います。以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（藤本英樹） はい。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第19号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第19号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の一部変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、議案第20号をご覧ください。

議案第20号、和解及び損害賠償の額の決定につきましては、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和4年11月19日、午前5時10分頃、宇治田原町大字岩山小字畠田地内の国道307号にて、水道管からの漏水により飛散した砂利が西進していた相手方車両に損害を与えた事故に対しまして車両修理代46万7,500円及び代車費用61万9,300円として損害賠償額108万6,800円で和解するものでございます。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 異議なしと認めます。

議案第20号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(原田周一) 挙手全員。よって議案第20号、和解及び損害賠償の額の決定については原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました8議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても3月29日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月27日月曜日午後5時までに、議長宛て提出してください。

日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、まちづくり推進課所管の第6回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について説明を求めます。岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐(岡崎一男) ご報告申し上げます。

右肩、令和5年3月13日まちづくり推進課の資料として書いてございます第6回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果についてというペーパーをご覧ください。

去る2月20日の月曜日午後に、役場のほうで開催をいたしました。

出席の委員は、11名中10名が出席されました。

議題のほうはご覧のと通りの4点となっております。

会議結果につきましてですが、まずは令和4年10月1日から開始しております新しい地域公共交通の運行状況を報告し、共有したところでございます。

また、今回の議題の中では最も大きかったものは、今年度、本町が地域公共交通活性

化再生法に基づきまして初めて策定を進めております地域公共交通計画、この素案を前回の第5回会議、12月の会議で決定したものに對しましてパブリックコメントを1月31日までの間、しておったところですが、それへのご意見と対応のほうを協議し、ご承認いただきました。また、この意見を反映した計画（案）のほうを決定いたしまして、後ほどご説明申し上げますが、計画の策定後に協議会と町が共に施策を着実に推進するための提言書、こちらのほうを西谷町長宛てに会長、副会長のほうからご提出いただいたところです。

意見等の概要ですけれども、大きくは2点に分かれます。

最初のほうにございますように、<sup>はーと</sup>バスやタクシーのサービス、新しい地域公共交通としてのこのサービスの今後の改善に向けた視点についてのご提案がございました。

それから、3点目のポツにございますけれども、この地域公共交通計画につきましては、これまでパブコメの意見のほか、これまでの多くの議論を反映しておると。ただ、計画は策定して終わりではなくて、この計画には住民さんもはじめとする地域全体で持続可能な道をより一層追求していくことがうたわれております。そこが重要であり、協議会としても共に尽力したいと、そういったご意見をいただいたところです。

2面をご覧ください。

次年度の予定になります。

本計画の策定をしたことによりまして、国・府、ほかの公共交通に係る補助金の獲得が可能になります。このため令和5年6月までに、国のほうの補助金はフィーダー系統補助というんですけれども、そちらのほうの計画認定のための協議会でありましたり、今年度、初めて協議会、任意団体として設立いたしましたので、その決算ほかを協議するほか、今後も新しい地域公共交通の検証や利用促進等について協議を行うということで、計3回、利用促進等で2回程度と書いてございますが、計3回程度の開催を予定しているところでございます。

協議会のほうから当日出されました提言書のほうを、次のほうに別添1として添付しております。ちょっとかいつまんで協議会のほうの視点をお伝えしたいと思います。

1枚目のほうご覧いただきましたように、この計画（案）、後ろのほうにつけておりますけれども、基本理念は「人をつなげる みんなで支える <sup>はーと</sup>のまちの地域公共交通」という基本理念を定めておりまして、それを実現するための4つの基本方針と、それに基づきます具体的な施策の方向性を示しております。

先ほどもございましたが、当協議会とともに施策を着実に推進されるように配慮すべ

き要望を書かれたものでございます。

大きく要望事項4点ございまして、1点目が、みんなで支える地域公共交通施策の推進。先ほど申し上げましたけれども、この基本方針に基づきます11の施策メニューというのがございますけれども、こちら行政、交通事業者はもちろんのこと、地域住民の皆様にもその実施主体として連携・協力をいただく内容を位置づけております。こういったことも含めまして、さらには新たな対象者層を含めた新しい利用促進のほうも重点的に図っていくべきというところでございます。

2点目が、持続可能な地域公共交通のための財源確保と行政支援でございます。先ほども申し上げましたけれども、今回の計画のほうでも、昨年10月から有償運行を開始したうじたわ<sup>ら</sup>L I K E <sup>はーと</sup>バス・<sup>はーと</sup>タクシー、これは路線バスへの接続と住民の皆様への生活の利便性確保のための町内支線となりますけれども、こちらのほうの行政の支援を位置づけております。先ほども申し上げましたけれども、国・府の補助金の交付を受けることが可能になりますので、そういった地域公共交通を未来につなぐという視点から維持、確保、利用促進、改善に資する財源確保と、公的資金の支出の継続を努められたいというご意見です。

それから、3点目が、多くの関係者との協議や広域的な連携の継続。今回、この計画、協議会はもちろんのこと、新しい地域公共交通、10月の導入に当たってもこの協議会の開催のほか、路線バス事業者、交通事業者、行政関係者、地域住民と多くの協議を重ねさせていただきました。この計画では、新しいM a a S ( M o b i l i t y a s a S e r v i c e ) と 言 わ れ る 交 通 の 最 適 化 の 視 点 に よ る 利 便 性 向 上 と い っ た 新 し い 取 組 の ほ か、この5年間、令和5年度から令和9年度までの計画となりますが、その区間に新名神高速道路や町内外の道路整備を考慮した広域的な新たなネットワークというものも位置づけております。こういったものは宇治田原町単独で実現できるものではないので、多くの関係者、交通事業者、周辺自治体等との広域での連携を重視されたいという点でございます。

4点目に、計画の着実な進行管理として、計画全体に対するP D C A サイクル、もちろんつくって終わりではないという、先ほどのご意見があったところですが、これのほか、新しい地域公共交通ほか、その具体的な施策メニューで随時の検証・改善が必要とされる個別施策に対しては、より適時性の高いP D R サイクル ( P r e p ・ D o ・ R e v i e w ) に よ る 着 実 な 進 行 管 理 を 実 施 さ れ たい と、そこを強調されたところでございます。

別添2のほうで、協議会のほうから提言をいただきました計画の案をつけております。この後ろに資料編としてこれまでの宇治田原町の様々な公共交通の取組とか、経過とかバイブルとなるべき計画となつてございますが、本日は時間の関係もございまして、ご覧おきいただけたらと思います。以上でございます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） そうしたら幾つかお聞きしたいと思います。

私はその料金問題を初めて取り上げた議会では、これまで無料であったことを踏まえて、今までどおり皆さんから集めた税金で無料にすべきというふうに訴えてまいりました。そして、それについては今も変わりませんが、町が非常に今提案していただいているように、持続可能な観点から法律に基づいて有償にして、今もありましたが府・国から補助金をもらって進めていくことについては、一つの方法であるというふうに考えております。

その上で、運賃についていろいろ提案をさせていただいておりますが、そこで1点目ですが、パブコメを実施されたと思うんですけれども、運賃に関わってはどのような意見があったのか、お聞かせください。

○委員長（原田周一） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） パブリックコメントにつきましては、8名の方から23件のご意見をいただきました。今、今西委員がおっしゃったようなご意見も当然ございましたし、継続的に有償運行を継続していくべきというご意見もございました。以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） じゃ、それにもう少し突っ込んで聞きますが、計画（案）のページ、13ご覧ください。13ページをちょっと見ていただきたいと思うんですけれども……

○委員長（原田周一） 別添2。

○委員（今西利行） そうですね、この計画（案）、宇治田原町地域公共交通計画（案）の13ページに、運賃についての提案というのがございますね。目標値として、運行バスについては1,612万、タクシーについては297万、計1,909万、運賃収入については122万、タクシーについては28万、計150万というふうになっておりますが、今ちょっと説明があったんですが、補助についてはどうなっていますか。



○委員長（原田周一） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） こちらにつきましては、経費と収入額を単純に記載しているものでございますので、国・府補助金は、基本的に今おっしゃいました経費と収入の差額の割合、差額に対して一定割合の補助を行うというものでございまして、それに向けて財源獲得を行っていかうと考えているところでございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） ということは、具体的にまだ計算されていないということですか。

○委員長（原田周一） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 具体的な申請は、来年度になりますけれども、国のほうのフィーダー補助金につきましては、先ほども申し上げましたように、経常経費から経常収入を引いた額の2分の1を基本的に補助する制度です。ただ、補助金ですので国庫の予算の関係の中で上限が決められる場合もございますので、具体的な申請はこれからとなります。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。

私がこの間、提案しているのは、例えば運賃が100円になった場合、あるいは高齢者、交通弱者に対しての無料パスを発行した場合、どのように計算上、試算されているかということをお聞きしているんですけども、こういう試算等々についてはされていないということですか。

○委員長（原田周一） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 今、今西委員がおっしゃった視点につきましては、去る一般質問のほうで今西委員自らがご質問された内容と重複いたしますので、先週のお答えが答弁のとおりかと存じております。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 私の言い方がちょっとまずかった。だから、今この試算されているのと、私が提案している、例えば100円とか無料とかいうふうになった場合に、差が今の現行の場合と、私が例えば提案している場合と比べてどれぐらいの実際の差額があるのか、そのところをお聞きしたかったんですけども、まだそれはできていないということですね。

○委員長（原田周一） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） できていないのではなくて、先日の一般質問

のほうでご答弁差し上げましたように、この形態を進めていくというところを交通事業者とこれから連携して進めていくというのが当局としてのお答えです。

です。試算をしていないということになります。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 私は、ぜひそのあたりも含めた試算をしながら、例えば100円であれば、乗客数を増やせば増やすほど差額は縮まっていくと思うんですよ。だから、そのあたりも含めて私は検討をお願いしたいなというふうに考えております。

○委員長（原田周一） 答えはいいですね。垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 何度も申し上げますけれども、我々、今この計画に基づいてこれから進行管理していくことが非常に大事だと考えております。

今、先ほど委員がおっしゃった100円にすれば乗客が増えるというそのご提案だと思うんですけれども、無料であってもなかなか難しかった時代が長く続きました。金額によらずというところではないんですが、今設定した300円については高いわけではございません。私が一般質問でご答弁申し上げましたとおり、町内の運行バスの運賃と同等額であるということをご認識いただいていると思いますので、そのあたりの重複したご質問に対するご答弁になっているかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） 今西委員、まだありますか。

○委員（今西利行） はい、まだあります。

その点については、また公平性というふうなことで言われたと思うんですけれども、またちょっと別の機会にさせてください。

地域公共交通活性化協議会の意見書では、計画は策定して終わりではなく、行政や交通事業者だけでなく、住民をはじめとする地域全体で可能な道をより一層追求していくということが重要であり、協議会としても尽力したいとあります。私もそのとおりだと思います。

協議会でも、資料にあるように、計画の策定、基本方針、施策メニュー、進捗管理、トータルに綿密に立案されていることはもう大変ご苦労だと思いますが、ただ、やはり利用するのは住民であり、常に住民へのフィードバックをし、特に利用されている住民とともに、今後利用される住民の意見を十分反映させる必要があるというふうに思います。町は、何度も地域に出かけられ、住民説明会もということですが、私、一般質問でも指摘しましたが、そのことについては大変評価したいと思います。残念ながら参加人数は限られていたというふうに思います。

やはり、以前取られた、これも前に述べさせていただいたんですけれども、住民へのアンケートの実施をし、提言にあるように地域住民が一致協力し、住民みんなで支えていくためにもより多くの住民の意見を吸い上げていただきたいと思うんですけれども、その点いかがですか。

○委員長（原田周一） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 今お褒めいただきましたように、多くの26回場で、住民の中で直接お話をさせていただきました。多くの意見というのは、当然数もあれば、その中で意見交換する意見もあると思います。ですので、我々はそこが足りていないとは思っておりませんが、引き続き住民の皆様のお声を聞きながら改善していくという視点はこれまでもご答弁しているとおりでございますので、協議会に諮りながら、またそういったところも必要に応じて協議してまいりたいと考えております。

○委員長（原田周一） 今西委員、一定方向の整理が出ていますので、質問はできる限り簡潔にお願いいたします。

○委員（今西利行） 分かりました。まとめます。

十分いろんな方法で住民の意見を吸い上げていただきたいと思いますし、私も今後ともそのことについては、一般質問なりで質問していきたいと思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方はございませんか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 別添1の2ページ目なんですけど、2番として、持続可能な地域公共交通のための財源確保と行政支援とあるんですけれども、ちょっと若干違うかもしれませんけれども、やっぱり路線バスもあり、町営バスもあるというそういうことから路線バスのほうにも一定いろいろな働きかけをしないといけないと思うんです。

例えば、役場に来ると言うことであれば、路線バス、町内の方はよく分かっていらっしゃると思うんですけれども、町外から役場に来られるという場合など路線バスでどこまで来て、そこからどうするのかというそういう情報等は路線バスの会社なり、運転手さんなりには、周知というかPRができていのかどうかちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（原田周一） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 今、提言書の2番目をご引用いただきましたけれども、3番目のほうに多くの関係者との連携の継続というのがございます。

私ども、この四半世紀にわたって、コミュニティバス、町営バスのほうを京都京阪バ

ス株式会社のほうに請負委託をさせていただいております、今回の新しい地域公共交通の運行に際しましても、この地域公共交通の計画策定に際しましても、協議会の委員としても入っていただいておりますし、連携を密にしてきたところです。

今回の新しい地域公共交通の<sup>はーと</sup>♡バスなんですけれども、基本的に路線バスの接続を大事にしておりまして、路線バスが着いてから発車するような時刻に基本的になっております。そういった点から先方にも確認をさせていただいたんですけれども、もちろん運転手さんはたくさんいらっしゃいますんで、宇治田原町では維中前で町営が運行している<sup>はーと</sup>♡バスというものに乗り継ぎができるということは、皆さんが把握をされているというように確認を取っているところでございます、今後も引き続き業者のほうと連携しながら周知してまいりたいと思っております。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） ありがとうございます。やっぱり持続していくために、両方がしっかり連携をしていけないと思いますので、今後とも声掛け合ってやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（原田周一） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 申し訳ないです。補足で恐縮なんですけれども、地域公共交通計画の中で25ページ、別添2の25ページをご覧いただきたいんですけれども、今の路線バスの運行事業者さんとの周知、情報共有はもちろんのことなんですけど、今回の計画にこのM a a Sの視点を位置づけおりまして、G T F S - J P といまして、要は簡単に言いますとグーグル等の検索サイトで<sup>はーと</sup>♡バスの時刻を検索できると、そういうシステムを令和5年度当初から早々に取り入れてまいりたいと思っておりますので、こういったことも利用促進の大きな一手となると思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） ありがとうございます。今までもいろんな形で連携を取っていただいて、周知はしていただいていたと思っているんですけれども、もう一度、そういう周知のほうもしっかりやっていただきたいと思います。ありがとうございます。以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑ございませんか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 今の山内委員の質問に連携してなんですけれども、路線バスに関連してなんですけれども、今も現存の役場南というバス停はあると思うんです。前にもち

よつと質問にはいったと思うんですけども、できるだけ早く今の現状と合っていますので、バス会社のほうなり関係機関と調整していただいて、変更のほうの手続をお願いできるよう、これはお願いしておきます。

以上です。もし答弁あったらお願いします。

○委員長（原田周一） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 以前より藤本委員のほうからもいただいておりますし、今度、役場の北の交差点のところに信号機ができるということも聞いておりました、2月1日付で京都京阪バスさんに対しまして役場南と大宮道のバス停の名称変更の要望書を西谷町長名で出しております。

先方のほうからは、遅くとも令和5年度中に役場南と大宮道の名称変更、それから維中前のほうはまた別の視点で変更されるということで回答をいただいております。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（藤本英樹） はい。

○委員長（原田周一） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特にないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、第3回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果について説明を求めます。岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 先ほどの地域公共交通と同じ掲載のペーパーになりますけれども、第3回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果についてというペーパーをご覧ください。

こちらのほうにつきましては、地域公共交通と同じ週の24日金曜日に、午後で開催をいたしました。

出席委員は、9名中7名のご出席をいただきました。

こちらの協議会につきましても、空家等特措法に基づく法定協議会でございます、先ほどの公共交通計画と同じく第2回の会議のほうで、平成30年度から令和5年度までを期間にこれまで計画に基づき空き家対策を進めてきたんですけども、その空家対策計画の改定素案について、パブリックコメントを決定し、同じく1月31日まで意見募集をしておりました。そして、その意見を受けた改定計画（案）についてのご審議をいただいたところです。

会議結果、4番と書いてございますけれども、パブリックコメント結果と対応のほう

を承認いただきまして、先ほどと同様でございますけれども、意見を反映した第2期宇治田原町空家等対策計画（案）を決定いただきました。同じように計画の策定後に施策を着実に推進するための意見・提言書を併せて西谷町長のほうにご提出いただきました。

意見等の概要ですけれども、これまでの議論を反映し、全計画の成果と課題というものをきちんと反映してできていると。ただ、今後、また民法の改正等空き家対策を取り巻く様々な状況の変化がございますので、柔軟に対応することが必要ということですか、協議会としてこちらのほうも進捗管理をきちんとしていきたいというところでございました。

次年度の予定ですけれども、毎年度、空家等対策協議会につきましては、そういった空家対策計画の施策についての報告や協議を行う定例の会議を1回開催しておりますのと、空家特措法に基づきまして行政手続が必要となる危険空家、特定空家と言われるものですけれども、そちらの候補が出てきた場合は、この協議会のほうでその特定空家の候補を決定するという手続が法廷で定められておりますので、そういった場合は都度、開催を予定しているところでございます。

めくっていただきまして、先ほどと同様にちょっと提言書のほうを別添1、計画書のほうを別添2としております。

提言書のほうをちょっとかいつまんで申し上げます。

計画の改定案、第2期空家等対策計画につきましてですけれども、引き続き所有者等による空き家の適切な管理の促進、空き家の活用を促進する取組の推進、空き家に係る相談体制のさらなる充実という3つの基本的な考え方を柱立てしてございますのと、さらにパブコメですとか、議会のほうでのご質問のほうでもいただいております実際に所有者の方への具体的なアプローチの改善、そういった視点も示しているところでございます。

先方の協議会のほうから出された項目としては大きく5点ございます。

1番目が、所有者等への意識啓発の重要性というところで、少しかぶりますけれども、やはりこの5年間の中、空き家所有者の方の意識がなかなか高くない。ですが、一方で空き家に新しく住まわれる方が本当に地域になじんでいただけるんだらうかと心配して、そういったことで進まないということも今回の協議会の協議の中で明らかになりました。繰り返しになるようですけれども、所有者へのアプローチの工夫のほか、より細やかな地域単位での周知が必要であるというところでございます。

それから、めくっていただきまして、2番目、多様な連携・相談体制の強化ですけれども、本町のほう、京都府宅地建物取引業協会、空き家バンクのほうの関係と、相続等

の関係で京都司法書士会とのほうとも連携協定を結んでおりますけれども、今後も所有者の高齢化等によりさらに相続等の問題が難しくなってくるのが課題に挙げられておりますので、この体制の継続と、例えば、高齢者教育の中で相続問題を空き家対策として進めていくようなそういったことの強化に努められたいというところでございます。

3番目の実効性のある空き家等利活用ですけれども、こちら町の実態を踏まえた具体的な空き家利活用の方向性をこの計画の中では示しております。新しく移住定住者が活躍する場として空き家を活用するということにつきましては、現に、先日のくつわ池のマルシェとかもそうでしたけれども、動き始めている移住定住者の実質的な取組、それを空き家対策の中に落とし込めるようなそういったPRも、そういった連携とそのPRが必要というご指摘でございます。

4番目が、先ほど申し上げた管理不全空き家等への適切な対応でございます。

一方で活用が進まずに、周辺住民に、周辺的生活環境に悪影響を与えるような、建っているだけで危ない空き家というのは、法律に基づき適切に対応する事が必要です。前計画の中で判定基準とか、措置の手順については種々のルール化を図っておりますけれども、今後も法に基づいてこの特定空き家等に対する措置を実施する必要性が生じた場合は、協議会との連携を密にしながら適切に対応するべしというところでございます。

5番目は、計画の着実な進捗管理というところで、同じく協議会への定期的な情報提供の下、また空き家対策は庁内のほうでも各担当課の分野がまたがりますので、そういう横断的なところも重視しながら進捗管理をして、推進を図られたいというところでございます。

第2期の改定計画（案）につきましては、別添2としてつけておりますので、こちらも資料編として様々なものが本体にはついて、完成する予定ですが、またご覧おきいただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 私もふるさと塾とかのいろいろ関係の方を知っているんですけども、マルシェのことでいろいろ聞いていたんですけども、実際に移住定住したいと思っているんですけども、なかなかうまくマッチングがいかないというふうな悩みを聞かせていただきました。ぜひその方に声を聞いていただいて、移住定住していただいて、いろんな取組をされている方がおられますので、ぜひそういうことで前向きに相談活動

してあげてほしいなというふうに思います。以上です。

○委員長（原田周一） 回答はよろしいですか。岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 今、ご指摘ありましたように、ふるさと塾のほうには、今移住者の方がプラットフォーム的にすごく集まっておられて、うちの職員の方も塾員として参加しておりますので、そこと連携しながらそういった取組を推進してまいりたいと考えております。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、新名神高速道路建設事業等の進捗について説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） それでは、新名神高速道路建設事業等の進捗につきまして、資料をもってご説明したいと存じます。

資料の1枚目ですね、現在の進捗状況でございますけれども、まず上のほうから高架橋工事につきまして、宇治田原第一高架橋工事、IHIインフラシステム、これは先日、委員会のほうでも現場見学会行っていただいた場所でございます。その橋です。2月末時点で、出来高76.7パーセント、同様に（その2）のほうは32.6パーセントとなっております。

それと第二高架橋、PC上部工のほうですね、大成建設、これは郷之口区になります。こちらのほうが34.6パーセントです。

続いて下のほう、トンネル工事、宇治田原トンネル東工事と東工事（その2）、戸田建設、これも先日、現場の見学をいただいたトンネルのところでございます。現在、上り線で65.8パーセント、下り線につきましては9.7パーセントに掘削が完了しております、2月末現時点での出来高につきましてはそれぞれ67.1パーセントと18.9パーセントとなっております。

それから、トンネル西工事、西工事（その2）、鹿島建設、こちらのほう郷之口のほうになります。これも2月末時点の出来高が73.7パーセントと4パーセントとなっております。

それから、インターチェンジにつきましては、11月時点と変わりませんが、まだ



0パーセントでございますが、実際には現場のほうに入って作業はしていただいております。

それから一番下ですね、宇治田原工事となっております。土工事のほうですけども、大林組さんの工事になります。滋賀県境のほうから禅定寺のところまでの土工事がメインとなっております、工事用道路としまして実施をしております。宇治田原山手北線の舗装工事、それから大津市道との接続の歩道橋の築造工事などもここに含まれております。2月末時点では7.6パーセントとなっております。

それから次に、A3の2枚目のほうです。宇治田原山手線についてでございます。現在、施工中の工事でございますが、11月末に比べまして4つほど工事が終わっております。この残りが赤で示しておりますO、Q、Rということでございます。詳細については、右下の表に書かれておりますので割愛させていただきます。

また、宇治田原山手線、先線の工事につきまして庁舎から岩山のほうに向いてですけども、現在、土木調査、詳細設計等の作業をしております。

それから、もう一つのアクセス道路となりますけれども、主要地方道宇治木屋線、(仮称)犬打峠トンネルの進捗状況でございます。トンネルの延長は全長2,953メートルですが、宇治田原側につきましては1,894メートルです。これは既に掘削は完了しております。和東側のほうにつきましては、山城南土木事務所のほうで現在施工中でありまして、全体延長1,059メートルです。そのうち今560メートルが掘進完了しておるところでございます。

最後になりますけれども、ちょっと図面にはございませんけれども、本庁舎の南北線と国道307号の交差点のところですね、ちょうどこの庁舎から下りたところ、ここで現在信号が設置され、調整中というふうに札がかかっております。これにつきましては3月末に稼働の予定をしております。

以上でございます。

○委員長(原田周一) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員(藤本英樹) 1点だけ、宇治田原トンネル東工事、これ工期が令和4年11月6日になっているんですけども、もう4年11月6日過ぎているんですけども、何かそういう新しい工期とかそういうのは発表とかはないんですか。上から3つ目の宇治田原トンネルの宇治田原トンネルの東工事、戸田建設のところですね。

○委員長(原田周一) 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 27 分

再 開 午前 11 時 28 分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 失礼いたしました。トンネル東工事、戸田建設、工期が令和4年11月6日になっている件につきましては、再度確認いたします。恐らく工期延期かと思いますが、確認させていただいて、また修正したものを皆さんに送らせていただきます。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） それともう一点、進捗率もほかのトンネル工事に比べてここだけ 0.1 パーセントと少ないんですけれども、これも理由とか何か分かっているんやったら教えていただきたいなと思ひまして。

○委員長（原田周一） よろしいですか。いいですか。垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 順調に工事は進めていただいておりますけれども、その全体工事の全体事業費との整合だと思ひます。0.1 パーセントの進捗率については、再度確認して、またご説明申し上げます。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（藤本英樹） はい。

○委員長（原田周一） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

これにてまちづくり推進課所管の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管のため池ハザードマップについてを説明を求めます。田村産業観光課長。

○産業観光課長（田村 徹） かねてより作成業務に取り組んでおひまして、また過日の一般質問におきまして、宇佐美副委員長からご質問のほうを頂戴いたしました、ため池ハザードマップにつきまして、今年度分が完成いたしましたので、これまでに完成したものと併せましてお手元にお配りさせていただいております。

お手元の資料のほうをご覧ください。

本町内に、ハザードマップの対象となる防災重点農業用ため池ですね、こちら11か所ございますが、令和3年度には、老中大池、老中新池、吉ノ谷池、城田池、また今年

度、令和3年度の繰越事業といたしまして、外ヶ谷池、勝谷池のマップの作成を行ったところでございます。残る5か所のため池ですね、これにつきましても来年度以降、順次計画的に作成していく予定としております。

それでは続きまして、めくっていただきまして、マップのほうをご覧ください。

全部で3枚つけさせていただいております、1枚目が老中新池、吉ノ谷池、城田池、老中大池でございます。それで2枚目、こちらが外ヶ谷池、それで3枚目が勝谷池、こちら3枚でございます、全て共通でございますが、マップの構成につきましてご説明をさせていただきます。

表面、浸水の図が書いてあるところですが、こちら緊急時編といたしまして、ため池が決壊したときの浸水想定区域や、また避難場所、避難経路、それと避難時の注意事項等を掲載しておりますのと、四角でくくっております、周辺の防災マップ、こちらの情報も併せて掲載しております。

裏面のほうをご覧ください。どのマップでも結構でございますので。こちらにつきましては維持管理編となっております、ため池の概況を載せさせていただいておりますのと、ため池を安全にご使用いただくために日常の維持管理の方法や、また緊急時の対応ですね、こちらについて掲載しております。3つとも同じような構成で作っております。

このため池ハザードマップによりまして、当然浸水がここまで来るんやといったハザード情報なり防災情報ですね、そちらの周知等によりまして周辺住民や農業者の皆さんがあらかじめ避難等を検討する際の材料として、また裏面の維持管理編、こちらにつきましては施設管理者の日頃からの点検や適正な管理、あるいはまた有事の安全迅速な防災活動にご活用いただきたいと思いますところでございます。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特にないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の京都府水環境構想2022における本町下水道の流域下水道への編入について説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、京都府水環境構想2022における本町下水道の流域下水道の編入についてご説明申し上げます。

「京都府水環境構想2022～持続可能な汚水処理に向けて～」に、宇治田原町の公共下水道の流域下水道への編入が位置づけられましたので、ご報告申し上げます。

1、京都府水環境構想とは、京都府全域の下水道を将来にわたり汚水処理施設を効率的・効果的に整備するなどのため、京都府が策定する今後20年間の下水道計画となっております。

汚水処理施設の経営環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設老朽化に伴う大量更新などより厳しさを増しております。そのため、計画の一部に広域化・共同化計画を位置づけ、一層の効率化を図るとされました。

中長期的な視点に立った継続的な汚水処理事業運営を目標にし、汚水処理事業の持続・成長のため、広域化の方向性が示されました。

2、令和4年12月21日から令和5年1月18日の間にパブリックコメントを実施された結果です。23名、39件の意見があり、宇治田原町の流域下水道の編入、広域化に関する意見は10件ございました。参考に裏面の資料1をご覧ください。

1つ目、1-1のところですが、宇治田原町が単独で下水処理場を運営をすることは、財政上、非常に厳しいので、広域化・共同化すべき。1-2のほうですが、スケールメリットを生かす上で有用。1-5では、流域下水道にとって人口減少の中、処理水量が増加するメリットがある。1-9、安心・安全の面でリスクが高いため、広域化・共同化を模索すべき。1-13では、宇治田原町の費用負担はどのくらいか情報公開し、住民の意見を聞いてほしい。1つ飛びまして、1-16ですけれども、南部広域の人口の減少を考えましたとき、府営処理場の新たな汚水の受入れは多少財政を潤す。1-17ですが、城陽市と宇治田原町の間は連続したエリアとして流域下水道への編入が現実的になっているなどの本町の流域下水道編入におおむね前向きな意見でした。

府は、これを受けまして、広域化・共同化計画のメニューに流域下水道の公共下水道の編入を挙げ、本町の流域下水道編入を位置づけされました。

計画策定に係る有識者会議の中では、今回は意見が多かった、中身をしっかり見ていただいている。多くの人の目を見て多面的な意見が出たので計画が充実する。たくさんの方に見てもらえ賛同・指摘など意見がいただけてよかった。などの意見がございました。

3、今後の取組についてですが、構想への位置づけを受けまして、本町では流域下水道編入は城陽市の区域拡大が大前提であるため、両市町の協調を図るとともに、流域下水道の構成市町の理解を得るために、負担金等について調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 今ご説明いただいたように、パブコメでは広域化についての多くの賛成意見等が挙がっていると思いますが、ランニングコストを含めて本当にコストが下がるのかどうかについてちょっとお聞きしたいと思います。

前も提案あったと思うんですけども、広域化に伴う事業として接続環境、ポンプ場の改築、処理場撤去、流域下水道建設負担金などが挙げられておりますが、広域化と単独公共施設がどれぐらいのコストの差を見込んでおられるのか、ちょっとお聞きをします。

○委員長（原田周一） 石田補佐。

○上下水道課課長補佐（石田隆義） 本町における広域化検討につきましては、宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会に報告し、そのメリット等について第三者の目で審議していただいておりますが、現在、宇治田原町の流域下水道への編入の可能性を探っている段階であります。

広域化システムへ移行する費用の具体的な試算につきましては、京都府や流域下水道構成市町との費用負担協議を経て決まっていくこととなります。単独システムを維持した場合、浄化センターの運転管理費と浄化センターへ中継ポンプ場の設備の改築更新等の費用が必要となってきます。今後、30年間でおおむね50億円が必要になると試算しておりまして、この金額が編入のコストの判断基準となると考えております。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 今50億というふうに聞きましたけれども、関連でもちょっとまだはっきりしていないということですね。この城陽市域との関連で、新設されようとされているルートはどの辺りなのかと、それとそれに伴う工事費の概算というのは分かっておるのでしょうか。

○委員長（原田周一） 石田補佐。

○上下水道課課長補佐（石田隆義） 現在、そのルートのほうにつきましては、まだ決まっていない状態でありまして、今後、詳細のほうを決めていく形になります。この接続に係る費用のほうにつきましても同様で、今後詳細を詰めていく形にはなるんですけども、延長のほうが大体約7キロほど、現在の流域幹線の延長、流域幹線まで接続する

ための延長としてあると想定した場合なんです、接続間と併せてポンプ場の改築が必要となるということになりまして、合わせて約30億円程度かかるかなと試算のほうをしております。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） ということは、城陽市の負担の割合についてはまだまだこれから検討するというふうだと思いますが、城陽としてはそういう方向で考えておられるというふうに考えていいんですか。

○委員長（原田周一） 城陽市が考えているという意味ですか。

○委員（今西利行） 城陽市としてもそういう方向で検討されているというふうなことなんでしょうか。

○委員長（原田周一） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） はい、そのとおりでございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。それから、城陽市もそういう方向で考えておるといふふうに確認していいんですね。

○委員長（原田周一） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） そのとおりでございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） そうしたら、ただ、今後はその負担割合等々については検討していくということですね。

じゃ、もう一点、広域になれば包括民間委託が拡大されると思うんですけども、管渠などの更新計画も民間がすることになり、規定どおり耐用年数で更新されればコストが上がり、その結果、水道料金が上がるのではないかというふうな危惧もありますが、そのあたりいかがなんでしょうか。

○委員長（原田周一） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 管渠について包括民営とそこの話は全く別ものだというふうに考えておりますし、流域水道が包括民営の枠組みにあるというのは、現時点ではそういう話は聞いていません。

したがって、包括民営の中で管渠が更新されるという話も現時点では聞いておりません。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） はい、分かりました。もう一点ですけれども、財政面以外で広域化システムと単独システムについては、メリットとかデメリットですけれども、そのあたりはどのように考えておられるのでしょうか。

○委員長（原田周一） 石田補佐。

○上下水道課課長補佐（石田隆義） 当然、単独システムと広域システムと両方等につきましては、いろいろな条件といたしますか、変わることがあるかと思っております、流域編入のほうにつきましては、コストメリットだけでなく、人員や施設管理の軽減等、優位であると判断しております。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） じゃ、もうまとめになりますけれども、今私が指摘させていただいた接続管渠の概算、一定説明されましたけれども、城陽市の意向も含めて、まだ最終決定されていないというふうに思うんですけれども、この間の有識者会議ひらかはったと思うんですけれども、広域化の方向で話が進んでいると思うんですけれども、もっともっと丁寧な説明をしていただいて、今後とも丁寧な説明をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

○委員長（原田周一） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） ここに今回、その計画の中に位置づけたということが、これが一つのスタート、きっかけだというふうに私どもは考えております。これからやっぱり検討を進める中でいろいろはっきりしてくることが出てくるということで、これを今現在、この京都府の立てた計画からお示ししているということは、我々としては一からちゃんと話をしているというふうに理解をしているところで、丁寧にやっていくのは当然のことでございますし、今もやっているというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 今後ともよろしく願いたします。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて上下水道課所管の質疑を終

了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告について終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手お願いいたします。  
今西委員。

○委員（今西利行） それでは、その他ということで1点お伺いいたします。

岩山隠谷地域における新社屋について……

○委員長（原田周一） それは……

○委員（今西利行） ごめんなさい、間違いました、岩山です。開発の事前協議について宇治田原町快適・安全な環境づくり条例に基づいて行われたと思うんですが、施行規則の事前協議第3条第2項、隣接者の意見書または同意書、同3項の関係区・自治会の意見書または同意書の扱いは適正に行われているのかどうか、まずお聞きいたします。

○委員長（原田周一） 市川補佐。

○建設環境課課長補佐（市川博己） ご指摘の件ですけれども、これ開発につきましてはお茶の包装をする事業者の開発でございます。

この開発許可につきましては、事業主が住民説明会を重ねてこられております。この事業につきましては、条例等の関係法令等を遵守して、町の行政指導に従った計画となっておりますが、地域住民の不安とかご心配に対処すべく特に交通安全につきましては、田辺警察と現地協議を行った上で、事業者に対して必要な交通安全対策を指導してきました。こういったことで住民さんからご意見のあった不安材料を解消した上で、開発協議は終了しております。

同意につきましては、事業地の隣接する土地につきましては、同意を取られております。

今後も住民からの意見を尊重しながら、事業者へ必要な指導を進めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようによろしく申し上げます。

（「すみません、今もう一回、ちょっとよく聞き取れなくて、隣接する土地にの次をもう一度お願いできませんでしょうか」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 今の答弁について、隣接の土地の同意を得ているというところへんが聞こえなかったということなんですが、もう一度答弁お願いいたします。

○建設環境課課長補佐（市川博己） 事業地の両側の土地の所有者に対しては、同意を取られております。



まとめとしましては、内容的に適正に施行されているというようでございます。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） ちょっと繰り返しの質問になるかもしれないんですけども、区・自治会の意見は反対だというふうに聞いておるんですけども、その事前協議ですけども、それについては今一定説明あったと思うんですけども、区自治会が反対の意見書が出されていると。事前協議が終了したと。つまり、許可を下ろされたことになると思うんですけども、もう一度改めてどのような要望があって、それをどのように対処されたのかをお聞きします。

○委員長（原田周一） 市川補佐。

○建設環境課課長補佐（市川博己） 同意をされていないことにつきまして、岩山区から事業者へ通知があったこと、事業者より報告がございました。

これを考慮して、事業者と開発協議を続けてまいりました。同意できない項目としまして、交通安全対策が不十分という趣旨でしたので、開発地付近をもう一度踏査しまして、そして警察と交通安全協議を実際に現場で行いまして、安全を確保するために道路の一部を広げるとか、あるいは敷地前面ですね、そういったところに高い壁を据えないようにして、見通しが悪くならないようにするとか、そういった敷地内の建築についてもそのような指導を行いました。

また、交通安全につきましては、やっぱり道が広がったりすると、スピードが出たりするかもしれませんので、そういった安全確認なりでこの事業者に万が一危険な運転とかがあった場合には、引き続き指導してまいりますので、ご理解よろしくをお願いします。

あともう一点、騒音ですね、想定というか心配すべきところとしまして。この業務内容が、建物内のお茶の包装の作業でして、大きな音が出ることはないような作業工程と判断しましたので、大きな規制をかけるまでの騒音は出ないと考えております。これにつきましても万一近隣住宅に影響を及ぼすような騒音が出るようでしたらば、改善を求める指導を重ねていきますので、ご理解いただきますようよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。

1つ、反対の意見書が出ている以上は、当然その会社と関係区の方が話し合いをされたと思うんですよ、反対意見が出ている以上ね。今、説明していただきましたけれども、

その点について関係区とのその懇談ですか、会社との。それはちゃんとされたんでしょうか。

○委員長（原田周一） 市川補佐。

○建設環境課課長補佐（市川博己） 事業主が地元区と数回説明会をされて、今現在、同意されていないということは、完全には和解できていないということだと思うんですが、その辺につきまして今後説明することが事業者が必要とすれば、町も指導させてもらい、地元区へ説明をするように指導をする余地はあるかと思います。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 今の話では、ちょっとまだまだ十分じゃないというふうに受け取るんですけども、これ着工されるまでに、まだされていないと思うんですけども、きちんと話合いを持っていただいて、相手がどこまで了解されるというか、その辺の進め方は難しいと思うんですけども、十分丁寧に説明なり、対応していただきたいというふうに思います。

もう一点聞きます。反対理由として、今もあつたかと思うんですけども、社屋が建設されれば自然と静かな環境が壊されるのではないかというふうな危惧をされています。快適・安全な環境条例第1条の目的には、良好な居住環境の確保、緑豊かな自然環境の形成保全を図り、快適安全な環境づくりを進め、全てのものに優しい魅力ある環境を創出するまちづくりの実現に寄与することを目的とするという趣旨に照らして、この問題ないのかという点について町の考え方をお聞きします。

○委員長（原田周一） 市川補佐。

○建設環境課課長補佐（市川博己） 騒音につきましては、先ほど申し上げましたが、想定される騒音につきましては業務内容が建物内の作業でして、大きな音が出るような作業工程がないので、したがって大きな規制をするような騒音は出ないと考えております。

あと、緑の話ですけども、まず確かに自然地といいましょうか、未利用あるいは農地とか畑とかそういった場所を工場にした場合、物理的にそこだけ緑が減るのは現実にあります。緑豊かな環境が損なわれるとまで町として判断しておりません。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） ということは、町としてはこの条例に対して大まかには問題がな

いというふうな判断ですね。じゃ、その点は丁寧にまた説明してあげてください。私からの要望です。

それと、先ほどありました許可は下ろされたんだけど、今後、計画する中でやっぱりここはちょっと交通安全面では問題があるというふうなことになるれば、例えばカーブミラーを立てるとか、そういうふうな多分地元から要望は出ていると思うんですけども、それに対しても近隣住民の意向を十分お聞きいただいて、伝授されることを切に希望しておきます。

以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（原田周一） ほかにご質問ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので……

○委員（今西利行） 1つだけすみません。

○委員長（原田周一） 今のことですか。

○委員（今西利行） はい、そうです、もう一度。

○委員長（原田周一） ちょっと時間がないので、簡潔にちょっと。

○委員（今西利行） もう一点だけ、住民に対してこの説明会は行われたんですが、町は参加されたんかどうか、まず聞きます。その点はいかがでしょうか。町の条例に基づいて審査をされるわけですよ。ということは、双方のやり取り、やっぱり十分聞いていただいて、オブザーバー参加ということになると思うんですけども、特に今回、反対の意見というか反対の意見書が出されているんですから、やはり双方の意見をしっかり聞くべきだと思うんです。そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（原田周一） 市川補佐。

○建設環境課課長補佐（市川博己） 事業主が行う説明会については、町は同席いたしません。事業主が説明会の結果を報告をしてきて、それが事前協議書の中に反映されております。それをもって町としては判断していくということでございます。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 私はやはりこういう意見書が出ているという状況の中では、やはり双方の意見をオブザーバーでいいからぜひとも参加を検討してください。

以上です。

○委員長（原田周一） それは要望ですね。

○委員（今西利行） 要望。

○委員長（原田周一） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございます。

これでただいま出席の所管課に係ります事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題とします。

委員から何かございましたら、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうからは、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 事務局のほうから。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

本日は、付託議案8件、各課所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

本年度も残すところ3週間あまりとなりました。各課におかれましては、いま一度事業執行等において最終確認をしていただき、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましても、年度が変わりましても遺漏のないようよろしく願いをしておきます。令和5年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願うことといたしております。4月25日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時59分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長                      原    田    周    一